

## ○三条市保内地区交流拠点施設条例

平成27年12月22日

条例第34号

## (設置)

第1条 保内地区の地域資源である植木に関連する産業の振興と緑あふれる自然環境の活用により、地域経済活動の活性化及び地域間交流の促進を図るため、三条市保内地区交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 交流拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称            | 位置           |
|---------------|--------------|
| 三条市保内地区交流拠点施設 | 三条市下保内4035番地 |

## (施設)

第3条 交流拠点施設の施設は、次のとおりとする。

- (1) 庭園生活館
- (2) 庭園体験館
- (3) 植木等見本園
- (4) モデル庭園
- (5) その他の施設

## (指定管理者による管理)

第4条 交流拠点施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

## (指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第1条の目的を達成するために必要な業務
- (2) 交流拠点施設の使用の許可に関する業務
- (3) 交流拠点施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

## (開館時間)

第6条 交流拠点施設の開館時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、庭園体験館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認め市長の承認を得たときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 交流拠点施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認め市長の承認を得たときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直後の休日以外の日とする。

(2) 12月31日から翌年の1月2日まで

(使用の許可)

第8条 別表に掲げる施設（以下「貸施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも、同様とする。

2 指定管理者は、管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸施設の使用を許可しない。

(1) 交流拠点施設を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は風紀を乱し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(3) その他管理運営上支障があると認めたとき。

(利用料金)

第10条 第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

3 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第12条 指定管理者が既に収受した利用料金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責任によらない事由により、使用することができなくなったとき。
- (2) 使用者が使用の取消しの申出をした場合で、指定管理者が正当な事由があると認めたとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第14条 使用者は、貸施設の使用に当たって、特別の設備を設け、又は既存の設備を変更することができない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の許可を受けた場合に要する費用は、当該使用者の負担とする。

(使用許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
  - (2) 指定管理者の指示した事項に違反したとき。
  - (3) その他管理運営上やむを得ない事由により特に必要があると認めたとき。
- 2 前項の場合において、使用者に損害があっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、貸施設の使用を終了したとき、又は使用を中止したとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害の賠償)

第17条 使用者が、故意又は過失により建物若しくは設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(市による管理)

第18条 三条市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年三条市条例第9号）第9条の規定により市長が交流拠点施設の管理の業務を行う場合にあっては、第6条から第12条まで、第14条及び第15条の規定を準用する。この場合において、第6条第2項及び第7条ただし書中「指定管理者が必要と認め市長の承認を得た」とあるのは「市

長が必要と認めた」と、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に」とあるのは「使用料を」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第4項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者は、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用料金」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料」と、第12条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条各号列記以外の部分中「指定管理者が既に収受した利用料金」とあるのは「既納の使用料」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条第1項ただし書及び第15条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成28年規則第25号で平成28年4月29日から施行）

別表（第8条、第10条関係）

| 区分          | 利用料金           |
|-------------|----------------|
| 庭園体験館和室1及び2 | 1時間当たり 500円    |
| 植木等見本園      | 1区画年額 200,000円 |

備考

- 1 庭園体験館和室の使用時間数に1時間に満たない端数時間があるときは、1時間とみなしてこの表を適用する。
- 2 営利又は営業を目的とする庭園体験館和室の使用については、この表の金額の10倍の額の利用料金を徴収する。
- 3 植木等見本園の使用期間が1年に満たないときの利用料金は、月割計算によるものとする。この場合において、使用期間が1月に満たないとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その端数期間を1月として計算するものとする。
- 4 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

